

研究論文

親の老後・亡き後の知的障害者の生活支援の意義と課題

堀越 加奈美^{*} 田中 謙[†]

The Significance of and Issues in Social Support for People with Disabilities after His Parent's Old Age and Death

HORIKOSHI Kanami TANAKA Ken

Key words: 親の老後・亡き後、知的障害者、成年後見制度

要旨

本研究は成年後見制度を通して、親の老後・亡き後の知的障害者の生活支援の意義と課題について明らかにすることを目的とした。

その結果親の老後・亡き後の生活や日常生活の場に対して「自宅」での生活の見通しが立てにくく、「未定」も多いことから、知的障害者の将来の生活像が描きにくいと考える親等が多いと考えられた。そしてまずは住まい、食事、入浴、就寝等に困ることなく暮らすための施設や身辺介助等の保障を望んでいるものの、現時点では生活していくための基本的な社会保障・支援体制整備が不十分であると親等は捉えている可能性が示唆された。

そして相違点に関しては、現段階での成年後見制度は医師が判断する本人の行為能力によって対応が決められるが、親等は本人の一面的な能力に応じてではなく必要な時に適切に本人に意思を尊重しながら対応する「柔軟」な後見人等の権利の在り方を望んでいる可能性が示唆された。

I 問題の所在と研究目的等

本研究の目的は成年後見制度を通して、親の老後・亡き後の知的障害者の生活支援の意義と課題について明らかにすることである。

日本の障害者福祉分野、特に知的障害者福祉分野、においては特に 1982（昭和 57）年の国際障害者年以降、ノーマライゼーションの理念や脱施設化運動の紹介の影響を受け、社会福祉関連八法改定（1990（平成 2）年）、障害者基本法改正（2004（平成 16）年）、障害者自立支援法制定（2005（平成 17）年）・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正（2012（平成 24）年）等の法整備による障害者一人ひとりの権利・意志を尊重するための制度設計が進められてきた。また法整備とともに「障害者プランの概要～ノーマライゼーション 7 か年戦略～」(1995（平成 7）年）、「社会福祉基礎構造改革（社会福祉事業法等改正法案大綱骨子）」(2000 年（平成 12）年）、「障害者基本計画」（2002（平成 14）年）の「重点施策実施 5 か年計画」等の政策・施策等を通して、施設福祉サービスから在宅福祉サービスへの重点の転換と地域福祉が進められてきた⁽¹⁾。この一連の制度設計や政策・施策において具体的な実施方法として「契約制度」の導入

^{*} 川崎市立登戸小学校（Noborito Elementary School）

[†] 山梨県立大学（Yamanashi Prefectural University）

等が図られ⁽²⁾、「契約行為」を行うための「判断能力の不十分な方々を保護し、支援する」ための「成年後見制度」が2000（平成12）年に成立した。

「成年後見制度」は「本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおく」「任意後見制度」と、「判断能力の程度など本人の事情に応じて」「後見」⁽³⁾、「保佐」⁽⁴⁾、「補助」⁽⁵⁾の3つの制度からいずれかを選択する「法定後見」との二種類に分けることができる。成年後見人は社会福祉協議会、東京都自閉症協会等が実施している法人団体等が後見人等となる「法人後見」、第三者（専門家）と親族でなる場合が多い複数の人で後見人等になる「複数後見」、親族内の親・きょうだい等がなる最も多い形態である「親族後見」、弁護士や司法書士、社会福祉士、市民等の親族外の人が後見人等になる「第三者後見」がある。そして、成年後見人等の業務は主に「財産管理」⁽⁶⁾と「身上監護」⁽⁷⁾として民法に規定されている。

このように「成年後見制度」は「自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、本人の個別の状況に応じた柔軟かつ弾力的な使用しやすい制度」であり、「福祉サービス利用者の権利擁護という取り組みに必要な制度」と指摘されている（藤田,2012）。知的障害者の地域福祉、地域生活を進めていくためには、福祉サービスや財産管理等を補完する支援体制が不可欠であり、これらを担保するものとして成年後見制度が大きな期待をされている（大倉,2002）。しかし、成年後見制度は認知度に比して利用率が低く、親の亡き後・老後の子どもの将来生活に対する不安もいまだに存在する（全日本育成会,2007）。この理由として成年後見制度の制度上の課題が存在することが先行研究において数多く指摘されている。例えば法律用語の難解さ、制度への理解の不十分さ（岡崎,2008）、成年被後見人に係る選挙権及び被選挙権の欠格条項の該当（全日本育成会,2010）⁽⁸⁾等である。

こうした先行研究の指摘は成年後見制度が広まらない背景を検討する上で示唆に富むものであり本研究においても支持するものの、本研究においてはその制度の基となる部分から検討を試みたい。それは親・きょうだい⁽⁹⁾等が求める自分の老後・亡き後の「知的障害者の将来生活のビジョン」と成年後見制度が目指す「知的障害者の将来生活のビジョン」が合致していないのではないかという点である。

例えば成年後見制度は「自己決定の尊重」を理念に掲げ、知的障害者本人の意思を尊重することを重視しているが、「ノーマライゼーション」の促進の名の下で、国・地方公共団体等の地域福祉政策・施策は知的障害者が地域社会でくらすことを実現するために社会福祉施設の増設や利用支援事業の充実などを進めているが、親等は障害者への周囲の理解をまず求めていること（紫藤・松田,2010）、知的障害者の活動場所・内容に関して親等は本人が希望する活動場所・内容よりも親等自身が納得できる活動場所・内容であることを重視していること等（西村,2008）、支援の実際と親等の支援ニーズとの間に認識の違いが生じていることが先行研究では指摘されている。

また、「全日本手をつなぐ育成会」⁽¹⁰⁾の調査では多くの親等が自分の老後・亡き後に知的障害者の「世話をしてくれる人」として「事実行為」をしてくれる支援者や支援内容を強く求めているが⁽¹¹⁾、成年後見制度は業務内容として「事実行為」は「身上監護」に含まないとしており、「事実行為」を求める親等の支援ニーズと一致していないことが分かる。それだけではなく多くの親等は知的障害者の望む生活として住み慣れた場所や親しい人との生活の現状維持を望んでおり（紫藤・松田,2010）、社会福祉士などの第三者後見人等が関わることで専門性を活用し、様々なサービスを使いながら地域で暮らすことを進めている現状の施策が親等の支援ニーズと合致しているかは定かではない。この点に関しては親族内の事柄に第三者が関わることへの抵抗感が強い親等が多いとの指摘もあることから（東京都保健福祉局ウェブサイトより）、成年後見制度の制度設計と親等の支援ニーズとの違いが成年後見制度の利用に関連性がある可能性が指摘できる。

このように、親等が求める自分の老後・亡き後の「知的障害者の将来生活のビジョン」と成年後見制度が目指

す「知的障害者の将来生活のビジョン」には相違があると考えら、成年後見制度の利用が知的障害者支援ではあまり広がっていない現状がある。しかしながら多くの親等は社会保障制度の充実を望んでおり(紫藤・松田,2010)、知的障害者支援においては知的障害者本人の保護、権利擁護のみならず、親等の支援ニーズにも応じた支援を考えてゆかねばならないといえよう。

そこで本研究では、第一に成年後見制度の基本理念を尊重し、且、親等の老後・亡き後の知的障害者の生活へ考え方や実態に沿った支援を考えていくために、まず、知的障害者が将来、どこに住み、どこで日中を過ごし、誰と関わり、生活をどのように営んでほしいかなどという親等の「知的障害者の将来生活のビジョン」に対する考えを明らかにする。

そして第二に親等の「知的障害者の将来生活のビジョン」に対する考えの結果を基に、成年後見制度の目指す「知的障害者の親等の老後・亡き後の生活」との相違点を検証し、親等の支援ニーズを踏まえた知的障害者の生活への支援について検討を行う。特に成年後見人等の業務の一つである「身上監護」については民法に明確な規定がないため(能手,2003)、現実には「身上監護」として親等は何を誰に望んでいるのかが明らかではなく、この点の究明が求められていると考えられる。

この二点の検討を通して本研究では知的障害者の親等に調査し、かれらが考える「知的障害者の将来生活のビジョン」を明らかにする。その上で成年後見制度の目指す「知的障害者の将来生活のビジョン」との相違点を検証し、知的障害者の生活への支援について意義と課題について明らかにすることを目的とする。

Ⅱ 研究方法

1. 調査方法

本研究における調査は東京都在住で 20 歳以上の知的障害者(肢体不自由、自閉症の重複の方も含む)の親、きょうだい 680 名を対象に同一質問紙により郵送法を用いて行われた⁽¹²⁾。調査期間は 2011 (平成 23) 年 11 月である。

調査内容に関しては(1)知的障害者本人の基本属性、(2)回答者の基本属性、(3)知的障害者本人の日常生活の実態、(4)親等から見た、将来の本人の生活の見通し、(5)親等の本人の将来の生活への考え方、(6)成年後見制度・利用促進事業の認知度、利用の有無とその理由、の 6 項目である。

2. 分析視点

本研究では分析のため、親等が考える知的障害者本人の将来生活のビジョンと成年後見制度との考えの相違点を分析視点として設定した。

親等が考える知的障害者本人の将来生活のビジョンに関しては本人の療育手帳の等級、生活自立度を基に、知的障害者本人の将来生活の決定について、きょうだい構成や住まい等の決定理由、成年後見制度の認知や考え方と照らし合わせながら、親等が求める将来生活のビジョンを分析していく。

そして成年後見制度との違いに関しては成年後見制度の理念を踏まえたうえで、成年後見人制度と親等の住まいや日中活動を決める際の理由、第三者後見人制度への考え方等を照らし合わせ、両者の相違について明らかにする。これによって成年後見制度と親等の考えの一致していない部分に関して分析を行う。

Ⅲ 結果

質問紙の回収数は 235 名(34.5%)であった。そのうち知的障害者本人(以下、本人と表記)が 20 歳以上で

あり、回答者が親またはきょうだいであるもの 215 名 (31.6%) を分析対象とした。

1. 知的障害者本人の基本属性

本人の性別 (n=212) は「男性」138 名 (65.1%)、「女性」74 名 (34.9%) であった。

本人の年代 (n=214) は「20 代」が最も多く 104 名 (48.6%) であった。次いで「30 代」60 名 (28.0%)、「40 代」34 名 (15.9%)、「50 代」9 名 (4.2%)、「60 代」5 名 (2.3%)、「70 代」「80 代」がそれぞれ 1 名 (0.5%) と続いた。

本人の「療育手帳」(愛の手帳)の種類および等級 (n=208) に関しては、「2 度」が 88 名 (42.3%) で最も多く、「3 度」69 名 (32.7%)、「4 度」29 名 (31.9%)、「1 度」5 名 (2.4%) であった⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾。このうち「療育手帳」と「身体障害者手帳」の両方を取得していた方は「1 度」の内 2 名、「2 度」の内 13 名、「3 度」の内 6 名、「4 度」の内 5 名であり、「療育手帳 (4 度)」「身体障害者手帳」「精神障害者手帳」の 3 種を取得していた方は 1 名であった。

本人のきょうだい数 (n=215) は「1 人」99 名 (46.0%) が最も多く、次いで、「2 人」65 名 (28.8%)、「3 人」14 名 (6.5%)、「4 人」2 名 (0.9%)、「5 人以上」4 名 (1.9%) と続いた。「いない (きょうだいなし)」は 34 名 (15.8%) であった。きょうだいの有無の比率はきょうだいがいる人が 181 名 (84.2%) であった。

コミュニケーション手段 (n=208) は「ことば」が 120 名 (57.7%) で最も多く、「ことばと身振り」58 名 (27.9%)、「身振りのみ」が 17 名 (8.2%)、「筆記」1 名 (0.5%)、「その他」12 名 (5.8%) であった。「ことば」および「ことばと身振り」で 178 名 (85.6%) と 8 割以上を占めるため、対象となった人の多くが、尋ね方や答え方の方法に差こそあれ、言語でのコミュニケーションが可能であると考えられる。

2. 回答者の基本属性

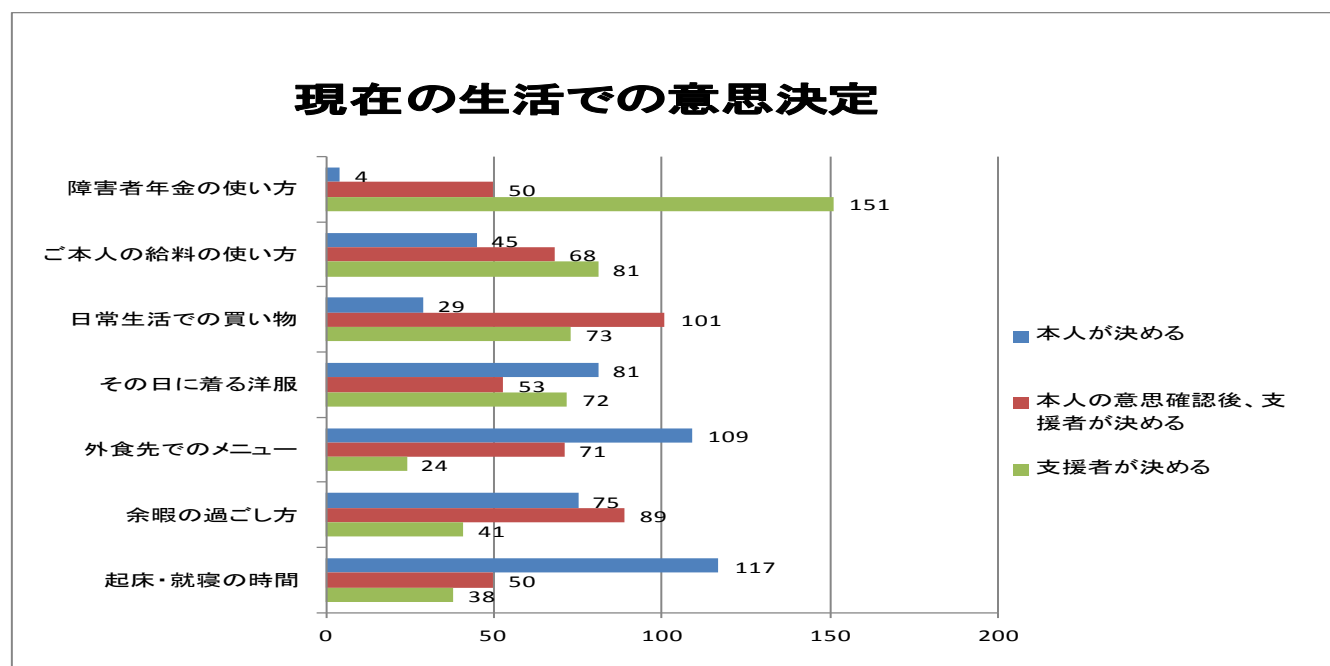
回答者の性別 (n=214) は「男性」21 名 (9.8%)、「女性」193 名 (90.2%) で圧倒的に女性が多い結果となった。

回答者の年代 (n=215) は「30 代」4 名 (1.9%)、「40 代」12 名 (5.6%)、「50 代」86 名 (40.0%)、「60 代」73 名 (33.0%)、「70 代」33 名 (15.3%)、「80 代」8 名 (3.7%)、「90 代」1 名 (0.5%) であり、「50 代」「60 代」で全体の 73.0%を占めた。

回答者から見た本人の続柄 (n=217) は「子供」202 名 (94.8%)、「きょうだい」11 名 (5.2%) で、親子関係が最も多かった。回答者の性別は女性が多かったことから、本人から見た場合母親が回答者として多いと考えられる。また本人が高齢の場合は「きょうだい」が回答者になるケースが多かった。

3. 知的障害者本人の日常生活の実態

(1) 現在の生活での意思決定

Figure 1 現在の生活での意思決定⁽¹⁵⁾

現在の生活での意思決定に関する項目において「支援者が決める」が多かったのは、障害者年金の使い方が151名(73.3%)、給料の使い方が81名(41.8%)であった。日常生活での買い物は「本人の意思確認後支援者が決める」が101名(49.8%)で最も多く、これら3つ金銭にかかわる項目においては、家族等の支援者が決めているケースが多かった。年金や給料については「もらっていない」との回答も見られた。

「本人が決める」については、その日に着る洋服で81名(39.3%)、外食先のメニューで109名(53.4%)、起床・就寝時間で117名(57.1%)と3つの項目で最も多かった。これら3つは金銭が直接にかかわらない項目であり、普段の生活のなかでの生活リズムや食事、衣服等は本人が決めていることが多いと考えられる。余暇の過ごし方については「本人の意思確認後支援者が決める」が89名(43.4%)で最も多かったが、これは、余暇であるため本人の意志が大切にされるが、金銭が関わってくるためこのような結果になったと考えられる。

なお、自分で決定できることであっても、「自閉症でこだわりが強く、毎日同じ洋服を着てしまうので親が決めている」など、本人が決めていない場合があるとの回答も見られた。療育手帳の等級とは別に、意志決定場面において障害特性によって特徴が現れると考えられる。

(2) 現在の生活に関わる人

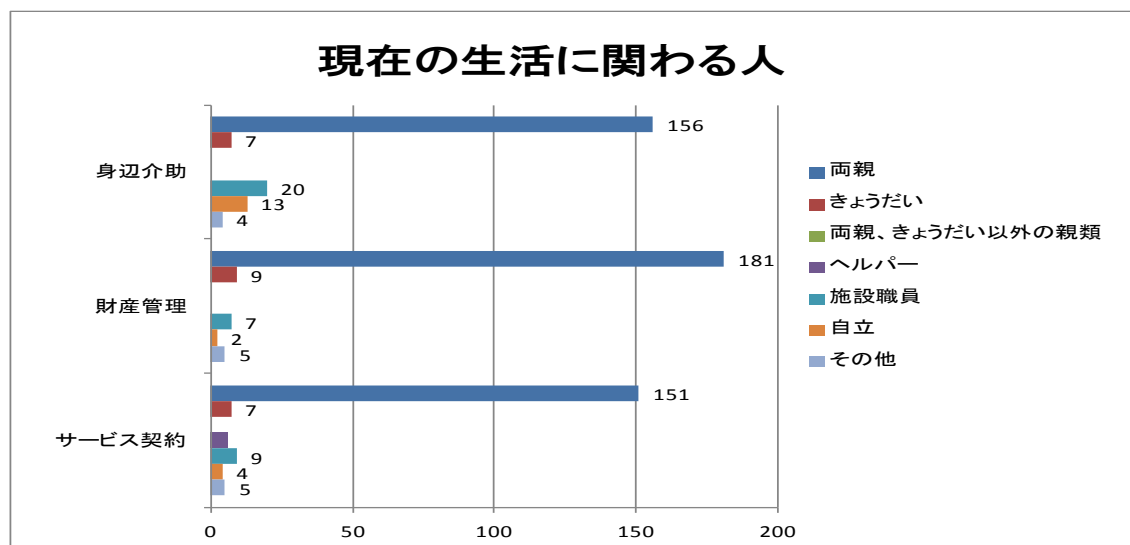


Figure 2 現在の生活に関わる人⁽¹⁶⁾

「身辺介助」、「財産管理」、「サービス契約」いずれの場面においても、関わる人は「両親」との回答がそれぞれ 156 名 (78.0%)、181 名 (88.7%)、151 名 (83.0%) で圧倒的に多かった。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課「平成 17 年度知的障害児（者）基礎調査」（以下、「基礎調査」）結果でも「親、兄弟姉妹と暮らしている」は 42.1%、「親と暮らしている」は 34.3%となっており、親等の家族と暮らしている者が 76.3%にのぼったことが示されている。「基礎調査」結果も踏まえると、知的障害者は日中の活動場所に関わらず、身辺介助について昼間以外は家庭内で両親の支援を受けていることが考えられる。

財産管理やサービス契約についても「両親」の回答が最も多く、全般的の今後の支援をどのように「両親」から他の人へ移行していくかが課題であると考ええる。

4. 本人の生活を確認できる人の有無

本人の生活を確認できる人の有無 (n=191) は後述の (5) 親等の本人の将来の生活への考え方の 4) 将来の生活への支援に望むものと関連して、本人の将来の生活全般について、施設の職員さん以外で、実際に施設を訪れたり、本人からお話を聞いたりして、生活の様子や本人の思いを聞いてくれる人の有無について尋ねた⁽¹⁷⁾。

「いる」62 名で (32.5%)、「決めていないがこれから決める」77 名 (40.3%)、「決めていないが誰かがやと思う」20 名 (10.5%) であった。結果から親等は本人の生活を確認できる人の必要性を感じていることが考えられる。

5. 親等から見た、将来の本人の生活の見通し

(1) 将来の住まい

将来の住まい (n=209) は「グループホーム」51 名 (23.0%)、「入所施設」23 名 (11.0%)、「自宅」18 名 (8.6%)、「その他」8 名 (3.8%) であった。しかしながら「未定」が最も多く 112 名 (53.6%) を占めた。後述になるが現在グループホームに入所している場合でも休日は自宅で過ごす形態を採用している（つまり、家に帰らねばならない）グループホームも多いため、「未定」であるケースが多いと考えられる。

また結果から「基礎調査」では現在の生活場所として「自宅」の回答が多いものの、親の老後・亡き後については「自宅」での生活は難しいと考える人が多い可能性が示された。「未定」の回答が半数を超えることと合わせ、

知的障害者の将来の生活像が描きにくいと考える親等が多いと考えられる。

(2) 将来の日中活動の場

将来の日中活動の場 (n=210) は「福祉的就労先」が最も多く 85 名 (40.5%) であり、次いで「入所施設」25 名 (11.9%)、「福祉センター」14 名 (6.7%)、「一般就労先」13 名 (6.2%)、「在宅」3 名 (1.4%) であった。「その他」は 5 名 (2.4%) であった⁽¹⁸⁾。

一方「未定」が 65 名 (31.0%) であった。1)「将来の住まい」と比して、日中は現在活用している各種施設への通所希望が多く、特に「福祉的作業所」は定年がないこと等の理由から知的障害者の日中活動の場として重宝されていると考えられる。ただし「福祉的就労先」を選んだ際は「入所施設」と異なり朝・夜の居場所（帰る場所）を考える必要があるため、「将来の住まい」「日中活動の場」いずれも「未定」の回答者が多くなったと考えられる。

(3) 将来の生活に関わる人

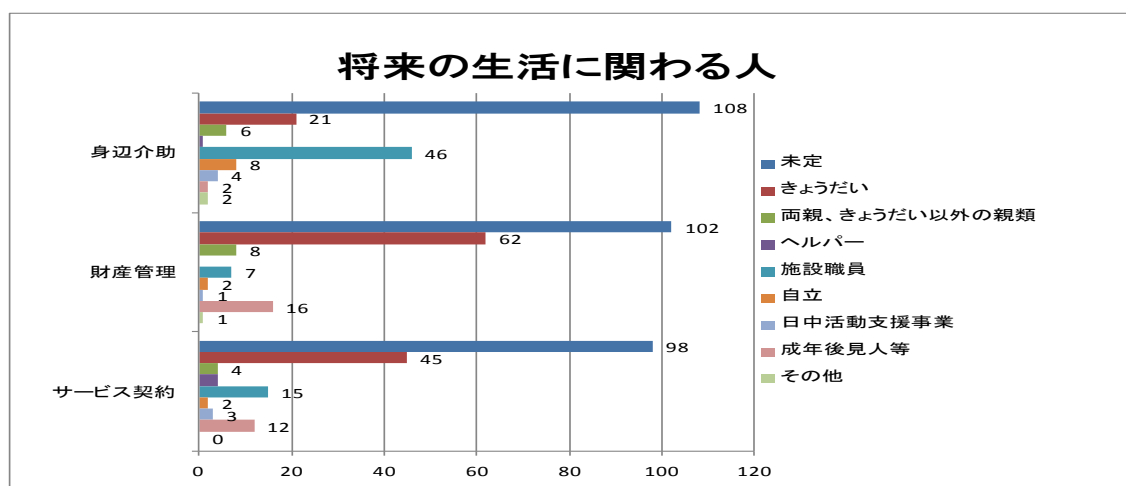


Figure 3 将来の生活に関わる人⁽¹⁹⁾

将来の生活に関わる人に関しては「未定」の回答がそれぞれ「身辺介助」108 名 (54.5%)、「財産管理」102 名 (51.3%)、「サービス契約」98 名 (53.3%) と、いずれの項目においても最も多く過半数を超えた。

2 番目に多かった回答は「身辺介助」は「施設職員」46 名 (23.2%) であったが、「財産管理」「サービス契約」は「きょうだい」が 62 名 (31.2%)、45 名 (24.5%) であった。また「財産管理」「サービス契約」においては「成年後見人等」と答えた人が 16 名 (8.0%)、12 名 (6.5%) であり数は少ないものの一定数見られた。

この結果から各項目で「きょうだい」が上位を占めているものの、「身辺介助」は「きょうだい」よりも「施設職員」、「財産管理」「サービス契約」等の金銭の関係する項目に関しては「きょうだい」に任せたいと考えている親等が多いことが明らかとなった。

またこの結果を 3 の (2) 現在の生活に関わる人に関する結果と関連付けると、現在の支援を「両親」が担う中で、将来的にどのように「きょうだい」に支援を移行していくかが課題となる可能性が示唆された。

6. 回答者の相談相手

回答者の相談相手は「配偶者」「本人のきょうだい」「両親、きょうだい以外の親類」の家族・親類と、「成年後見人等」「社会福祉協議会・役所」「障害児の親」「利用施設の職員」の社会資源との 2 カテゴリーを設定して、2

つまで複数回答で求めた⁽²⁰⁾。

結果は「配偶者」96名、「本人のきょうだい」92名、「両親、きょうだい以外の親類」11名であり、「成年後見人等」4名、「社会福祉協議会・役所」26名、「障害児の親」38名、「利用施設の職員」62名であった。

結果からは「配偶者」、「本人のきょうだい」の回答が多かった。3)「将来の生活に関わる人」でも「きょうだい」の回答が多かったことを踏まえると、知的障害者本人の生活については「家庭」の中で対応を検討し、支援者を決め、支援を行っていくという「家庭内完結型」ともいえるべき支援を親等は見通しとして考えている傾向があることがうかがわれる。

社会資源に関しては「利用施設の職員」の62名が最も多かった。「利用施設の職員」は支援に関する専門性を有しつつ、本人の置かれた状況を理解している場合が多いことから、親等にとって相談しやすい相手となっていると考えられる。「障害児の親」の回答が一定数見られた点は、同じ境遇にいる身近な存在として相談しやすいのではないかと考えられる。一方「社会福祉協議会・役所」といった公的あるいはそれに準ずるような機関への相談はやや回答数が少なかった。

7. 親等の本人の将来の生活への考え方

(1) 将来の生活場面での意思決定

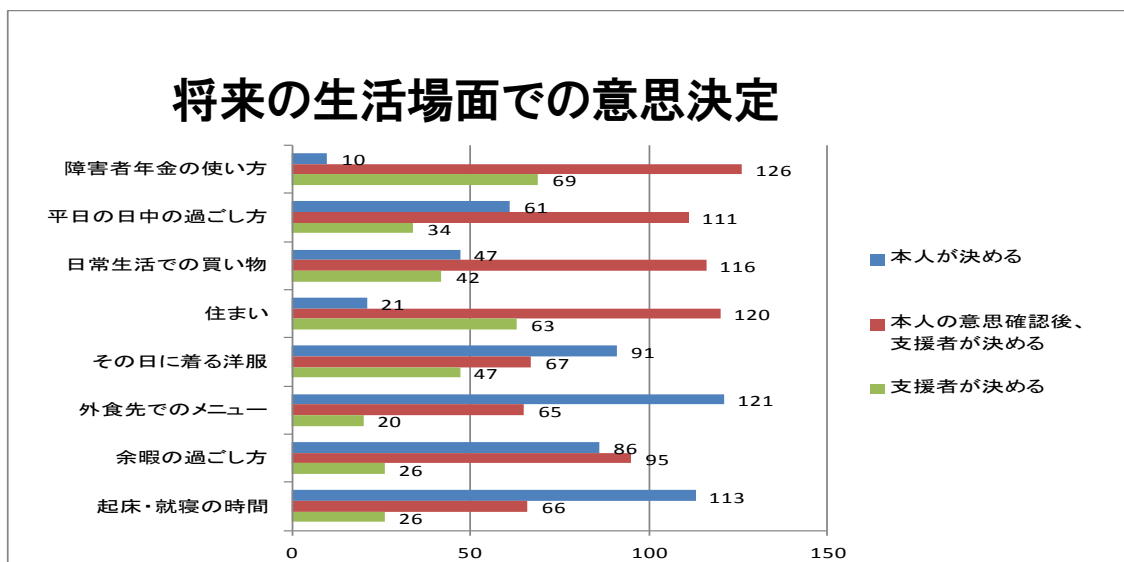


Figure 4 将来の生活場面での意思決定⁽²¹⁾

将来の生活場面での意思決定は、「本人が決める」が一番回答が多かった設問項目は「外食先でのメニュー」121名（58.7%）、「起床・就寝の時間」113名（55.1%）、「その日に着る洋服」91名（44.4%）であった。

「本人の意思確認後、支援者が決める」が最も多かったのは「障害者年金の使い方」126名（61.2%）、「住まい」120名（58.8%）、「日常生活での買い物」116名（56.6%）、「平日の日中の過ごし方」111名（53.9%）、「余暇の過ごし方」95名（45.9%）の順であった。

上記3(1)の現在の生活場面での意思決定と比べると、現在において「本人が決める」が多かった項目（「外食先のメニュー」「起床・就寝時間」「その日に着る洋服」）はそのまま「本人が決める」が多い結果となっている。しかしながら金銭に関わる項目（「障害者年金の使い方」「日常生活での買い物」）において「支援者が決める」が減り、「本人の意思確認後、支援者が決める」が増えている。金銭に関わる項目においては、将来的に支援者を頼りつつも今まで親自身が行っていたように「支援者（親）が決める」のではなく、「本人の意思を確認後」決定することを望んでいると考えられる。つまり親等たちは自分たちが行っているよりも本人の意志を尊重した丁寧な

過程を経ての決定を望んでいると考えられる。

- (2) 住まいを決める際重視したこと
- (3) 日中活動の場を決める際重視したこと

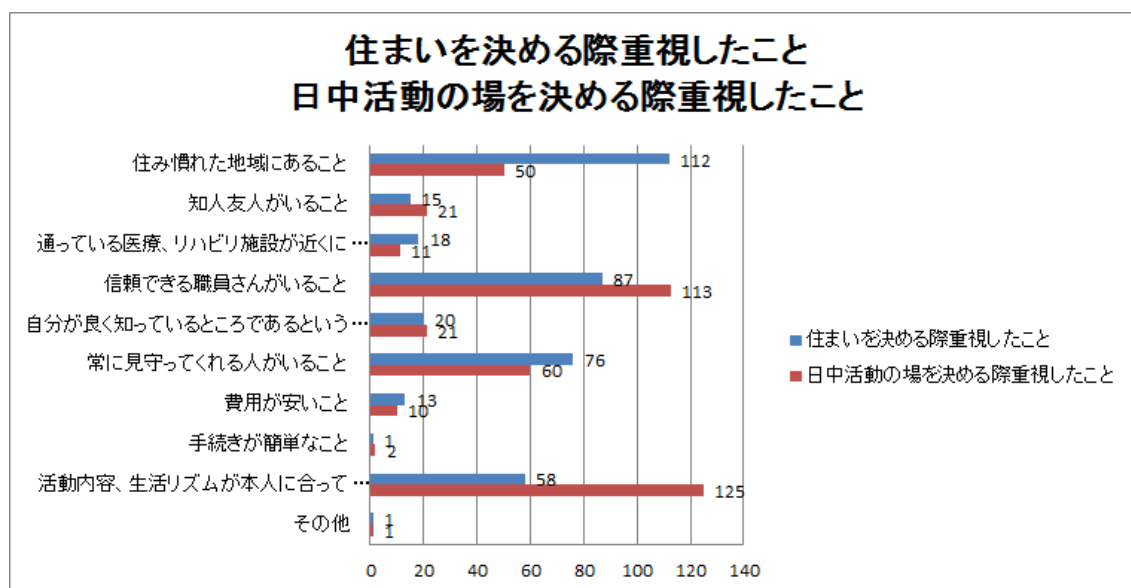


Figure 5 住まいを決める際重視したことおよび日中活動の場を決める際重視したこと

住まいを決める際重視したことおよび日中活動の場を決める際重視したことは、2 つまで複数回答で求めた (Figure.5)。

住まいを決める際重視したことの回答は「住み慣れた地域にあること」112 名、「信頼できる職員さんがいること」87 名、「常に見守ってくれる人がいること」76 名、「活動内容、生活リズムが本人に合っていること」58 名の回答数が多い結果であった。

日中活動の場を決める際重視したことの回答は回答数が多い順に「活動内容、生活リズムが本人に合っていること」125 名、「信頼できる職員さんがいること」113 名であり、この 2 項目が特に回答数が多い結果となった。

この 2 つの設問の結果から住まいを決める際重視したことでは「住み慣れた地域にあること」「信頼できる職員さんがいること」「活動内容、生活リズムが本人に合っていること」の 3 項目の回答数が多く、本人のこれまでの生活リズムや人間関係等をそのまま維持した生活を望んでいると考えられる。これは成年後見制度の理念である「地域生活」と繋がる部分であり、この点については分析課題で検討する。

そして 2 設問の比較から、住まいを決める際重視したことでは生活の基盤として慣れ親しんだ場所や人間関係を重視し、日中活動の場を決める際重視したことでは活動と本人との適合性がより重視されているのだと考えられる。

(4) 将来の生活への支援に望むもの

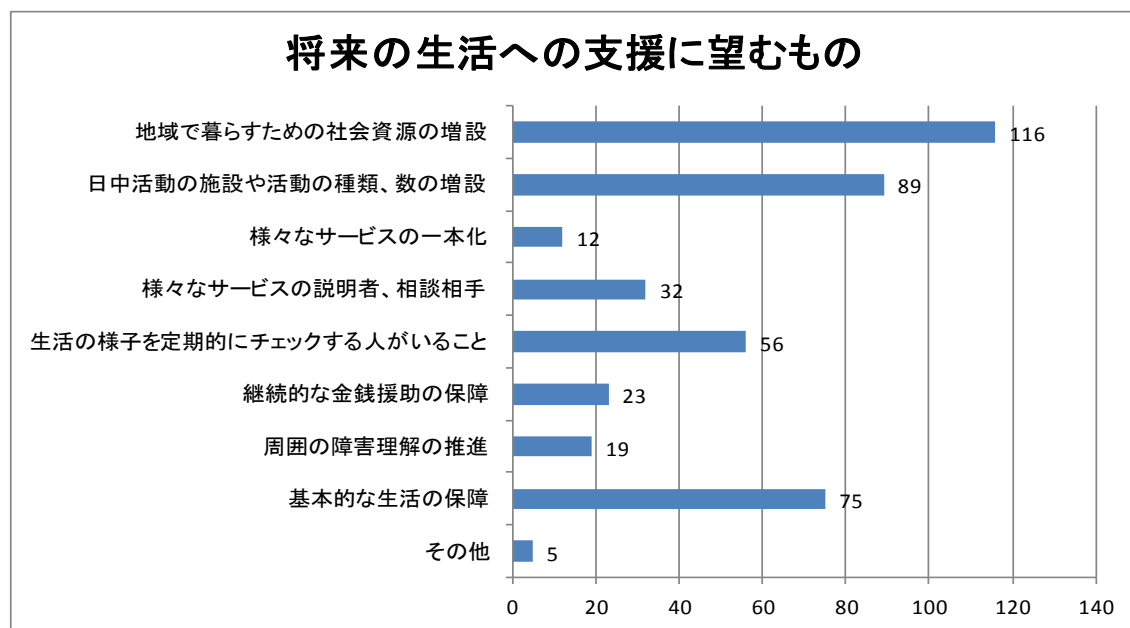


Figure 6 将来の生活への支援に望むもの

将来の生活への支援に望むものは 2 つまで複数回答で求めた。「地域で暮らすための社会資源の増設」を挙げた人が最も多く 116 名であった。続いて「日中活動の施設や活動の種類、数の増設」89 名、「基本的な生活の保障」75 名であった。一方「継続的な金銭援助の保障」23 名、「周囲の障害理解の推進」19 名、「様々なサービスの一本化」12 名は比較的少なかった。これらの結果から、社会資源の拡充・充実を望む親等が多いと考えられる。

また、上記 3 知的障害者本人の日常生活の実態の結果で将来の住まいや日中活動の場で「未定」回答者数が多いことを考慮すると、親等は本設問で回答数が少なかった「継続的な金銭援助」「周囲の障害理解の促進」「様々なサービスの一本化」を望んでいないのではなく、まずは住まい、食事、入浴、就寝等に困ることなく暮らすための施設や身辺介助等の保障を望んでいると考えられる。現時点では生活していくための基本的な社会保障・支援体制整備が不十分であると親等は捉えている可能性が示唆できる。

8. 成年後見制度・利用促進事業の認知度、利用の有無とその理由

(1) 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度 (n=210) は「成年後見制度を知っている」との設問に「はい」191 名 (91.0%)、「いいえ」19 名 (9.0%) という回答が得られた。この調査結果は全日本手をつなぐ育成会 (2007) の調査結果 (74%) よりも高い数値であった。

(2) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況 (n=207) は「利用している」12 名 (5.8%) であり、「利用していない」195 名 (94.2%) であった。全日本手をつなぐ育成会 (2007) の調査結果 (2%) よりも本調査の方が利用率は高い結果となった。

現在「利用していない」と回答した内、「今後利用を考えている」は 102 名 (49.3%)、「今も今後もしない」は 52 名 (25.1%) であった。「その他」は 41 名 (19.8%) であり、その内 28 名が「まだわからない」「悩んでいる」と回答した。「今後利用を考えている」と回答した人と合わせると、成年後見制度について関心はあるものの、まだはっきりと結論を出していない回答者が多かった。

(3) 成年後見制度の利用の理由

成年後見制度の利用の理由 (n=114) は上記 2) 「成年後見制度の利用状況」で「利用している」(12 名)「今後利用を考えている」(102 名) のいずれかを回答した人へのみ回答を求めた。

結果は「財産や契約などの面で必要な制度だと思うから」75 名 (65.8%)、「親類に負担をかけたくないから」31 名 (27.2%)、「人に勧められたから」1 名 (0.8%)、「その他」10 名 (8.8%) であった。結果から親等に成年後見制度の必要性は認識されていることが考えられた。

(4) 成年後見制度を利用しない理由

成年後見制度を利用しない理由は上記 2) 「成年後見制度の利用状況」で「今も今後も利用しない」と答えた人へのみ、2 つまで複数回答で求めた。

結果は「きょうだいがやってくれると思うから」37 名、「よくわからないから」27 名、「手続きが大変そうだから」17 名、「費用が高いから」14 名、「選挙権がなくなるから」6 名、「その他」2 名であった⁽²²⁾。

「きょうだいがやってくれると思うから」という回答が最も多かったのは前述した質問の結果と同様、知的障害者本人の生活については「家庭」の中で対応を検討し、支援者を決め、支援を行っていくという「家庭内完結型」ともいえるべき支援を親等は見通しとして考えている傾向の現れであると考えられる。きょうだいは親等から信頼を得て、本人の生活を支える人として頼りにされていることがうかがえる。「よくわからないから」が多かったことについては、制度の分かりづらさや説明の場の不足といった先行研究の指摘を反映していると考えられる。

(5) 居住自治体の「成年後見制度利用支援事業」の認知度⁽²³⁾

地域支援事業（地域支援事業交付金による事業）の任意事業として一部の居住自治体の障害福祉課等、あるいは市区町村社会福祉協議会に委託され実施されている「成年後見制度利用支援事業」の認知度 (n=165) は「成年後見制度利用支援事業を知っている」との設問に「はい」59 名 (35.8%)、「いいえ」106 (64.2%) という回答が得られた。「成年後見制度利用支援事業」については、「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料によると全国の市区町村での実施率が 2011（平成 23）年度時点で約 68%であるが、まだまだ認知度が低い状況にあると考えられる。

(6) 第三者後見人等の利用について

第三者後見人等の利用について (n=208) は、「利用してみたい」55 名 (26.4%)、「利用しようと思わない」58 名 (27.9%) であった。しかし「よくわからない」が最も多く 82 名 (39.4%) であった。

(7) 第三者後見人等を利用してみたい理由と職種等

(8) 第三者後見人等に頼みたい相手・職種等

第三者後見人等を利用してみたい理由 (n=60) と職種等 (n=59) は上記 (6) 「第三者後見人等の利用について」で「利用してみたい」を回答した人へのみ回答を求めた⁽²⁴⁾。

「親類に負担をかけなくて済むから」25 名 (41.7%)、「専門性のある人にやってもらいたいから」14 名 (23.3%)、「親類が行うより公正そうだから」13 名 (21.7%)、「その他」8 名 (13.3%) であった。

上記 (3) (4) で示したように、成年後見制度を利用しない理由として「きょうだいがやってくれると思うから」が最も多い一方で、「親類に負担をかけたくない」との考え方も多くの親等がもっている。また「親類が行うより公正そうだから」の回答は、きょうだいが複数いる場合の相続争い等の心配を親等がもっている可能性が考

えられる⁽²⁵⁾。

これらの結果から、親の老後・亡き後のことに関しては、親等はきょうだい等の親族に頼りたい考えと一方で負担をかけたくない考え、また争いが起こらないか等の心配から頼りきれないという考えの、少なくとも3つの考えの存在がうかがわれる結果となった。

なお「その他」の項目には「他に頼む人がいないから」との回答が多く、親族内に頼める人がいないため第三者後見人を選ぶという回答もみられた。

第三者後見人等に頼みたい職種等（n=59）は「社会福祉士」28名（47.5%）、「弁護士」7名（11.9%）、「司法書士」2名（3.4%）であった。また「とにかく知っている人」10名（16.9%）、「その他」12名（20.3%）であった。

7) では「専門性のある人にやってもらいたいから」が14名（23.3%）いたが、財産管理等を専門としない社会福祉士が最も多く、親等が成年後見人等に求めるものとしては財産管理のみならず支援との関連性を視野に入れている可能性が考えられる。そして「とにかく知っている人」の回答は専門性よりも本人との関係性を重視しており、この点は「その他」で「本人のことをよくわかっている人」「信頼できる人」の回答が得られたことから裏付けられた。

(9) 第三者後見人等を利用しようと思わない理由

第三者後見人等を利用しようとは思わない理由（n=68）は上記 6) 「第三者後見人等の利用について」で「利用しようと思わない」を回答した人へのみ回答を求めた⁽²⁶⁾。

「第三者なので信用できないから」24名（35.3%）、「費用がかかるから」13名（19.1%）、「手続きが大変そうだから」11名（16.2%）、「制度自体がよくわからず不安だから」9名（13.2%）、「その他」11名（16.2%）であった。

「利用してみたい」と答えた親等の中に 8) で示したように第三者後見人の関係性を重視していることが考えられたように、「利用しようとは思わない」と答えた親等も同様に、関係性の不安から利用を望んでないことが考えられる。「制度自体がよくわからず不安だから」の回答は理解の不十分さ、制度の分かりにくさが利用を妨げ得る一因となっていると考える。

IV 考察

1. 親等が考える知的障害者本人の将来生活のビジョン

分析視点に設定したように、親等が考える知的障害者本人の将来生活のビジョンに関して、まずⅢ結果の4(1) 将来の住まい、2) 日中生活の場を「生活の場」とし、生活の場に関する考えについて検討を試みた。

生活の場と親等の年代に関して、本調査では知的障害者本人が20代、回答者が50代～60代が多かったことを考慮し、「親等の年代が高いほど、将来の生活の場を決めている」との仮説をたて、まず(1)「将来の住まい」、(2)「日中活動の場」（つまり「生活の場」）の項目で「未定」「非未定」（「未定」以外の回答、その他を除く）群に分類し、親等の年代を「30・40代」「50代」「60代」「70代以上」の4群に分類して、両群間で χ^2 検定を行ったものの有意差は認められなかった（ $p<.05$ ）。つまり親等の年代に関係なく将来について「未定」のケースが多く、本人の生活の基盤となる生活の場に関してビジョンが描けていない親等が多いと考えられる。

同様に療育手帳の等級の違い（障害の重さ）と生活の場との関連を検討するため、回答者を「最重度・重度群（療育手帳1度・2度）」と「中度・軽度群（3度・4度）」の2群に分類し、「生活の場」の項目で「未定」

と「非未定」群間で χ^2 検定を行った。結果は有意差は認められなかった ($p<.05$)。つまり療育手帳の等級による差異はほぼないと考えられ、障害の重さに関わらず将来の生活の場の決定においてビジョンが描けない親等が多いと考えられる。その他コミュニケーション手段やきょうだいの有無と、生活の場に関しても関連は見られなかった ($p<.05$)。

次いでⅢ結果の4 (3) 将来の生活に関わる人に関する考えについて検討を試みた。

(3) 将来の生活に関わる人も「未定」「非未定」群に分類し、上記同様に親等の年代（「30・40代」「50代」「60代」「70代以上」）、療育手帳の等級の違い（「最重度・重度群（療育手帳1度・2度）」と「中度・軽度群（3度・4度）」）との群間でそれぞれ χ^2 検定を行った。結果はいずれも有意差は認められなかった ($p<.05$)。つまり生活の場と同じように、将来の支援者についても親等はビジョンが描けていない状況にあることがうかがわれた。

その中できょうだいの有無と将来の生活に関わる人の「未定」「非未定」群に関しては差が見られた。具体的には「財産管理」については有意差が見られた ($\chi^2(1)=.036, p<.05$)。きょうだいがいる場合の方が財産管理者を決定している傾向が見られた。きょうだいがいる場合は財産管理をきょうだいに頼む、あるいはきょうだいへの負担や適正管理等を考えきょうだい以外の管理者を予め決めておく親等が多いことがわかった。一方で「身辺介助」「サービス利用」は有意差は認められず ($p<.05$)、具体的な本人の日常生活の支援に関しては生活の場と同様に将来生活のビジョンが描けていない状況にあると推測された。

Table 1 きょうだいの有無×将来の生活に関わる人（財産管理）(n=199)

		財産管理		合計
		非未定	未定	
きょうだい	あり	86	79	165
	なし	11	23	34
合計		97	102	199

($p<.05$)

以上から親等が考える知的障害者本人の将来生活のビジョンに関しては、現状ビジョンを描けていない親等が多いことが明らかとなった。特に親等の年代や本人の障害の程度に関わらずビジョンが描きにくい点は、親の老後・亡き後の知的障害者の生活支援は障害者および親等の年齢や障害の程度に関わらず、幅広く行われる必要性があることを示唆している。

2. 成年後見制度との考えの相違点

また成年後見制度との関連ではⅢ結果の6 (4) 「成年後見制度を利用しない理由」として「きょうだいやってくれると思うから」との回答が多く、親等は成年後見人等に期待される役割をきょうだいが担うことを期待する一方で、その役割は財産管理が中心であると考えられた。つまり財産管理に関しては比較的将来生活のビジョンが描きやすいものの、それ以外特に日常生活に関わる身辺介助等のビジョンが描けない課題を有していることが明らかとなった。この点に関してはⅢ結果の4 (3) 「将来の生活に関わる人」で「身辺介助」で「未定」に次いだ回答が「施設職員」であり、5 (2) (3) で共通して「信頼できる職員さんがいること」が上位に挙げられていることから、身辺介助については親等は将来「専門性がある」「信頼できる」という専門性・人間性を重視していると考えられるのではないかと推測される。

また成年後見制度に関しては本人の行為能力に応じて必要な権利のみを後見人等に付与することで、本人の権利を侵害することなく意思を最大限尊重するため「後見類型」「保佐類型」「補助類型」といった類型化を行っているが、「現在の生活の意思決定」「将来の生活の意思決定」と療育手帳の所持者の等級との間の χ^2 検定で有

意差が認められなかった ($p<.05$)。親等は現在・将来とも知的障害者の自己決定は障害の程度により違いを考えてはいないのである。ではどのような点で違いが生じるのか。

「現在の生活での意思決定」と「将来の生活での意思決定」の共通項目（具体的には「障害者年金の使い方」「日常生活での買い物」「その日に着る洋服」「外食先でのメニュー」「余暇の過ごし方」「起床・就寝の時間」6項目）を「本人が決める」を1点、「本人の意思確認後支援者が決める」を2点、「支援者が決める」を3点として点数化し、項目間での点数の差の検討を行った（図7）。

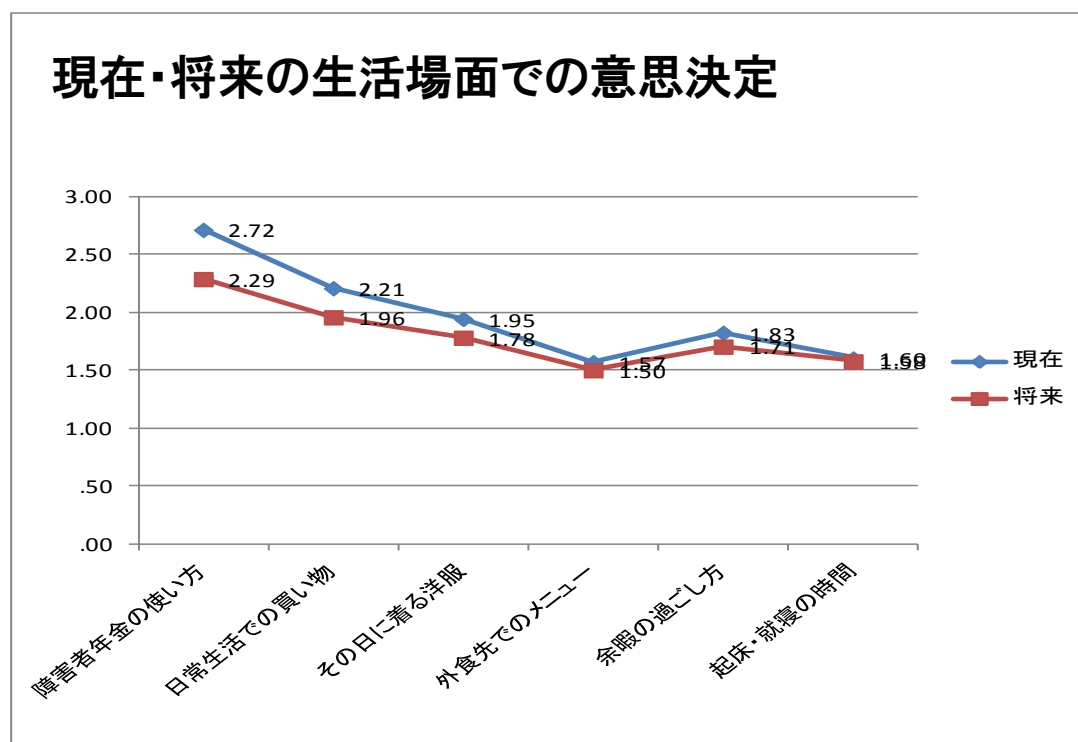


Figure 7 現在・将来の生活場面での意思決定の平均値

結果、現在、将来において類似した傾向が見られ、「障害者年金の使い方」「日常生活での買い物」等は支援者の決定権が強いこと（点数が高いこと）、「外食先でのメニュー」「起床・就寝の時間」等は本人の意思で決められていること（点数が低いこと）が多いことが明らかとなった。「障害者年金の使い方」「日常生活での買い物」は金銭に関わる項目であり、判断をあやまると大きな損失に繋がりがねない。一方、「外食先でのメニュー」「起床・就寝の時間」は本人の嗜好に関する項目であり、判断を誤っても金銭的な損害を受ける可能性は少ないと考えられる。つまり、物事の決定における本人の意思の扱われ方は、判断を誤った時のリスクの大きさによると考えられ、特に金銭に関わる項目においてはそのリスクが大きいため、将来においても支援者の関わりを求める部分が大きいと考えられる。

これらの結果から次の点が指摘できる。現段階での成年後見制度は医学的見地から医師が判断する本人の行為能力によって類型や後見人等の同意見、取消権の権限が決定される。しかし親等は本人の一面的な能力に応じてではなく、判断を誤った時にリスクの大きい金銭に関わる時など、必要な時に適切にそれを取り消したり、または賛同したりしながら、なおかつ本人に意思を大切に気づかってくれる、「柔軟」な後見人等の権利の在り方を望んでいるのではないかと考えられる。つまり親等は制度に「柔軟性」を求めているが、現状の成年後見制度は医学的見地から「客観的」な判断基準を基に決定を行っていくという「硬直性」ともいえる特徴を有している。このような保護者の求める「柔軟性」と成年後見制度のもつ制度上の「硬直性」との間をどのように埋めていくのが、今後の成年後見制度の課題であると考えられる。

V 考察と今後の課題

本研究は第一に親等の「知的障害者の将来生活のビジョン」に対する考えを明らかにし、第二に親等の「知的障害者の将来生活のビジョン」に対する考えと成年後見制度の「知的障害者の親等の老後・亡き後の生活」との相違点を検証し、親等の支援ニーズを踏まえた知的障害者の生活への支援について検討を行い、知的障害者の生活への支援について意義と課題について明らかにすることを目的とした。

その結果、親の老後・亡き後の生活や日常生活の場に対して「自宅」での生活の見通しが立てにくく、「未定」も多いことから、知的障害者の将来の生活像が描きにくいと考える親等が多いと考えられた。そしてまずは住まい、食事、入浴、就寝等に困ることなく暮らすための施設や身辺介助等の保障を望んでいるものの、現時点では生活していくための基本的な社会保障・支援体制整備が不十分であると親等は捉えている可能性が示唆された。

そして相違点に関しては、現段階での成年後見制度は医師が判断する本人の行為能力によって対応が決められるが、親等は本人の一面的な能力に応じてではなく必要な時に適切に本人に意思を尊重しながら対応する「柔軟」な後見人等の権利の在り方を望んでいる可能性が示唆された。

以上からこのような保護者の求める「柔軟性」と成年後見制度のもつ制度上の「硬直性」との間をどのように埋めていくのかが、今後の成年後見制度の課題であると考えられる。

成年後見制度は一人での請負が最も多く、専門性の発揮が期待される第三者後見人等は弁護士や司法書士等、財産管理時に必要な法律の専門家の登録数が最も多くなっている（社会福祉士養成講座編集委員会,2009）。ところが、親等は将来の生活ビジョンを描ききれず、ビジョンが見られやすい項目、例えば本人の日常生活に関して「身辺介助」面と「財産管理」面とで異なる支援を求めており、求める支援者像にも違いがある可能性が示唆された。従って、成年後見人等が主な業務内容としている「身上監護」と「財産管理」を同一の人物が請け負うことは非常に困難であると可能性が推測される。

従って障害児・者支援政策・制度の中で、それら諸政策・制度と成年後見制度とを関連させて考える必要があること、例えば居住政策・制度により保護者が将来生活のビジョンを立て、その中で身辺介助・財産管理等を考えた状況に応じて成年後見人制度の活用が考えられる環境づくりが必要であると考えられるのである。

今後は実際の成年後見制度利用者への聞き取り調査等を通じて事例検討を行い、成年後見制度を有効に活用していると考えられる親等の活用方法について明らかにすることを課題とする。

謝辞

本調査にご協力頂きました施設関係者のみなさま、保護者やご兄弟姉妹の皆様にご記して感謝申し上げます。ありがとうございました。

付記

本研究は第一著者が提出した 2011（平成 23）年度東京学芸大学学士学位申請論文を大幅に加筆修正したものである。

引用文献

藤田委子（2012）「成年後見人として社会福祉分野に求められる援助のあり方」『名古屋経営短期大学紀要』

53,121-132.

星野貞一郎・清野佑成（2005）『教育者のための障害者福祉論』明石書店.

今村浩司・本郷秀和・畑 香里（2011）「成年後見制度に関する一考察—北九州成年後見センターの取り組みを参考に—」『福岡県立大学人間社会学部紀要』19(2),33-51.

国民生活センター（2003）『知的障害者、精神障害者、痴呆性高齢者の消費者被害と権利擁護に関する調査研究書』.

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課ウェブサイト「平成 17 年度知的障害児（者）基礎調査結果の概要」（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/titeki/index.html>）（Last access:20111212）.

松友 了（2006）「知的障害のある人たちと成年後見制度—動き出した育成会の取り組み—」『ノーマライゼーション』11,14-16.

三原博光・松本耕二・豊山大和（2006）「知的障害者の高齢化に対する親の意識—知的障害者の親達に対するアンケート調査を通して—」『障害者問題研究』34(3),221-229

森地 徹（2011）「知的障害者入所施設からの地域生活移行が移行者に及ぼす影響に関する研究」『社会福祉学』51(4),80-90.

西村 愛（2007）「『親亡き後』の問題を再考する」『保健福祉学研究』5,75-91.

西村 愛（2008）「知的障害者が地域で生きるということ—インクルージョン実現に向けた「ちょこさぼ」実践をととして—」『保健福祉学研究』6,96-111.

能手歌織（2003）「成年後見制度における『身上監護』の検討」『立命館法政論集』1,287-323.

大倉正臣（2002）「知的障害者の当事者能力」『東洋大学大学院紀要』39,385-398.

岡崎千恵美（2008）「成年後見制度活用への取り組み—今なぜ必要なのか—」『さぽーと』55(4),30-35.

最高裁判所事務総局家庭局ウェブサイト「成年後見関係事件の概況」（<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken.html>）（Last access:20110831）

紫藤恵美・松田修（2010）「知的障害児の母親の将来不安に関する研究」『東京学芸大学紀要 総合教育科学系』61(1),205-212.

社会福祉士養成講座編集委員会編（2009）『権利擁護と成年後見制度』中央法規.

東京都保健福祉局ウェブサイト「インターネット保健福祉モニターアンケート結果」（http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/soumu/moni/mon_anq22/presssoumu110225.htm）（Last access 20111210）.

全日本手をつなぐ育成会ウェブサイト「知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究事業」（<http://www.ikuseikai-japan.jp/books/books05.html>）（Last access:20110831）

全日本手をつなぐ育成会ウェブサイト「知的障害者の権利擁護（成年後見制度）生活実態調査報告書」（<http://www.ikuseikai-japan.jp/books/books05.html>）（Last access:20110831）

全日本手をつなぐ育成会（2010）『知的障害のある人の成年後見と育成会—10年の歩みと展望』.

注

- (1) 例えば「重点施策実施 5 か年計画」では「入所施設は真に必要なものに限定し、地域資源として有効に活用する」ことを明確に示している。
- (2) 「契約制度」とは利用者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき、自らがサービスを選択し、「契約」によりサービスを利用する仕組みのことを指す。
- (3) 「後見」類型の対象は「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」（民法 7 条）であり、「日常的に必要な買い

物も自分ではできず、だれかに代わってやってもらう必要がある重度の障害の方」となる（全日本育成会ウェブサイト「知的障害者の権利擁護（成年後見制度）生活実態調査報告書」より）。支援者は財産管理についての全般的な代理権、取消権をもち、本人が行った契約行為は常に後見人が取り消すことができ、財産管理に関する全ての行為に同意権、取消権を行使することができる。ただし、日常生活に関する行為は除かれるので日用品の買い物等についての同意権、取消権は認められない。

- (4) 「保佐」類型の対象は「事理を弁別する能力が著しく不十分である者」（民法 11 条）であり、「日常的な買い物程度は単独でできるが、不動産・自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという中程度の障害の方」である（全日本育成会ウェブサイト「知的障害者の権利擁護（成年後見制度）生活実態調査報告書」より）。支援者は、民法 13 条で定められている、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築等については常に同意権と取消権が与えられる。その他の同意権、取消権、代理権は申し立ての時点でそれぞれが範囲を決めることができるが、日常生活に関する事項は除かれる。なお、同意権とは本人が特定の行為を行う際にその内容が本人に不利益でないか検討して問題がない場合に同意する権限であり、取消権とはこの同意がない本人の行為を取り消すことができる権限である。
- (5) 「補助」類型の対象は「事理を弁別する能力が不十分である者」（民法 15 条 1 項）であり、「重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか心配があるので、本人の利益のためにはだれかに代わってやってもらった方がよい」といった軽度の判断能力の障害のある方」である（全日本育成会ウェブサイト「知的障害者の権利擁護（成年後見制度）生活実態調査報告書」より）。支援者の同意権、取消権、代理権は全て申し立て時にそれぞれが決めた範囲で認められ、必ず与えられる支援者の権限はない。
- (6) 「財産管理」とは財産の調査、目録の作成、債権・債務の申出義務、不動産の売却・賃貸等を指す（民法 853 条、854 条、855 条、856 条、859 条、859 条の 3、870 条）。
- (7) 「身上監護」とは具体的規定がないものの、「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」という民法 858 条が身上監護に関する規定と解釈されている（能手,2003）。
- (8) 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成二五年五月三十一日法律第二一号）の公布・施行による「公職選挙法」改正により、平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について成年被後見人の選挙権・被選挙権の回復がなされた。
- (9) 本研究では成年後見制度を通して検討を行うに当たり、知的障害者の成年後見人や支援を親族では親・きょうだいが担うケースが多いことから（全日本手をつなぐ育成会ウェブサイト「知的障害者の権利擁護（成年後見制度）生活実態調査報告書」）、親・きょうだいを一体としてとらえ分析を行う。そのため「親・きょうだい」を「親等」と表記する。
- (10) 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会は 1952（昭和 27）年 7 月 19 日に設立された知的障害児・者支援に取り組む全国組織である。
- (11) 全日本手をつなぐ育成会ウェブサイト「知的障害者の権利擁護（成年後見制度）生活実態調査報告書」より。
- (12) 東京都内に存在する 6 つの障害児者親の会の会員とその会員の方が通う作業所に協力を依頼した。
- (13) 今回は東京都在住の方を対象としたため、療育手帳は「愛の手帳」と表記した。
- (14) 療育手帳以外の手帳の取得に関しては、「身体障害者手帳」のみ取得が 6 名、「精神障害者手帳」のみ取得が 11 名、「身体障害者手帳」「精神障害者手帳」両方の取得が 1 名であった。
- (15) それぞれの項目の回答者数は、障害者年金の使い方 205 名、給料の使い方 194 名、日常生活での買い物 203 名、その日に着る洋服 206 名、外食先でのメニュー 204 名、余暇の過ごし方 205 名、起床・就寝時間 205 名であった。
- (16) それぞれの項目の回答者数は、身辺介助 200 名、財産管理 203 名、サービス契約 182 名であった。
- (17) 本設問は親の老後・亡き後、本人が望ましい生活ができていのか、本人の意思が尊重されているのか、権利侵害等を受けていないか等を確認する機能を担うことが期待される本人の生活を確認できる人について確認するため設定された。また施設等に入っている、施設でふさわしくない待遇を受けた事例もあることから、「施設の職員さん以外」との条件を加えた。
- (18) 福祉的就労先とは具体的に作業所や就労継続支援施設（A 型、B 型）や就労移行支援施設（旧授産施設）を指す。
- (19) それぞれの項目の回答者数は、身辺介助 198 名、財産管理 199 名、サービス契約 183 名であった。
- (20) 記述した項目以外に「相談しない」「その他」の回答項目も設定し、それぞれ 4 名、13 名の回答が得られた。
- (21) それぞれの項目の回答者数は、障害者年金の使い方 205 名、平日の日中の過ごし方 206 名、日常生活での買い物 205 名、住まい 204 名、その日に着る洋服 205 名、外食先でのメニュー 206 名、余暇の過ごし方 207 名、

起床・就寝の時間 205 名であった。

- (22) なお成年被後見人の選挙権に関しては「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」(平成 25 年 5 月 31 日法律第 21 号) が平成 25 年 6 月 30 日から施行された。この法改正により、平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人も選挙権・被選挙権を有している。
- (23) 「成年後見制度利用支援事業」は 2001 (平成 13) 年度事業開始当初は認知症高齢者を対象とする任意事業であったが、2008 (平成 20) 年度から対象が障害者等にも拡大された。また「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成 22 年 12 月 10 日法律第 71 号) 制定に伴う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(「障害者自立支援法」) 改正により、2012 (平成 24) 年度から市町村の任意事業から必須事業へと変更された。
- (24) 「利用してみたい」の回答数は 55 名であったが、回答数はそれぞれ 60 名、59 名得られた。本研究では「利用してみたい」の無回答者を特定することなく、回答をそのままとめることとした。
- (25) 保護者がこのような心配を抱えていることは、質問紙作成の際に聞き取り調査を依頼した社会福祉士資格を有する男性グループホーム職員からも聞かれた (2011 年 10 月 20 日)。
- (26) 「利用しようと思わない」の回答数は 58 名であったが、回答数はそれぞれ 68 名得られた。本研究では「利用しようと思わない」の無回答者を特定することなく、回答をそのままとめることとした。